

令和 8 年 8 月 定例会

予算決算委員会資料
(子 ども 未 来 部)

私立保育所等障がい児保育職員加配支援事業について

1 事業内容

秋田県が創設した補助事業を活用し、従来の市補助事業に加えて、職員の加配経費の一部を補助する。

2 経緯

秋田県は、障がい児保育の充実と保育従事者の処遇改善を図るため、保育所等が障がい児保育のために加配する職員の人件費を支援することとし、令和8年度当初予算において、市町村等による障がい児保育に対する補助の上乗せとなる補助金を創設した。本市においては、当該事業の実施に向けて市内施設を対象とした調査を行い、6月末に回答集約した結果、早期の事業実施が必要と判断したもの

3 補助対象

公定価格上の必要職員数を超えて職員を加配する施設に対し、その費用の一部を補助する。

(1) 対象施設

私立保育所、認定こども園（幼稚園は県が直接補助）

(2) 加配職員数（上限）

各施設における各月の加配職員数の上限は、次のアおよびイの総数とする。

ア 各月初日に在籍する特別児童扶養手当受給対象児童1人につき1人

イ 各月初日に在籍するア以外の障がい児2人につき1人

(3) 補助額

加配職員数×実施月数（令和8年4月以降）×月50千円

4 予算額（補正額）

補助金 55,150 千円

（単位：人、千円）

区分	施設数	加配職員数 （延べ月数）①	補助基準額 （月額）②	補助額 ①×②
私立保育所	29	453	50	22,650
認定こども園	37	650		32,500
合計	66	1,103	50	55,150

5 財源

（県）障がい児保育職員加配支援事業費補助金（補助率 10/10）55,150 千円